

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方 について（中間案）に対するご意見と県の考え方

1 意見募集結果の概要

- (1) 実施期間 令和6年10月11日から令和6年11月9日まで
- (2) 意見数 17件（6名）
- (3) 意見の概要と県の考え方 別紙1参照

項目別意見数

項目	意見数
1 条例の規制のあり方の検討の必要性等	2
2 条例の制定のあり方についての基本的な考え方	1
3 条例の規制で改定する内容	
(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
① 形状及び構造上の基準の適用範囲	0
② 土砂等搬入禁止区域の指定	0
(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理	
① 埋立地等の把握	2
② 住民への周知	0
③ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	1
(3) 雑則	
① 市町との連携	0
② 欠格要件	0
③ 適用除外	0
④ 経過措置	0
(4) 罰則等	
① 命令、罰則	0
全般	11
合計	17

対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	7
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	9
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	1
合計	17

**「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
(中間案)に対する意見募集結果**

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (別冊 P1)	<p>条例制定前、紀北町の埋立地の周辺において、有害物質の混入等による生活環境への不安が広がっていた。その後、「紀北町生活環境の保全に関する条例(町条例)」や「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(県条例)」が施行されたが、現在も無秩序な盛土がなされ、住民の不安の声は大きく、三重県には自治会として盛土に関する規制強化等を要望し、紀北町には二度の要望書と住民による署名簿を提出している。</p> <p>条例の網をくぐった行為だけでなく、条例に抵触する行為が行われているにもかかわらず、盛土の行為者への対応が長期にわたり、その間にもさらに別の場所に盛土がされるという異常な状況がある。</p> <p>町条例の改正を求めているところであるが、県条例においても、以上のような状況を踏まえ、より厳しい内容に改正が必要である。</p>	③	<p>盛土規制法で規制対象となる行為は、条例の規制対象となる行為を含む幅広い行為であり、災害を防止するための構造基準が詳細に定められています。</p> <p>そのため、盛土規制法の規制区域内では、条例の構造基準を適用除外としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>盛土規制法の規制区域外においては、これまで通り、対象となる行為を条例で規制していきます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
2	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (別冊 P1)	<p>盛土規制法に「環境基準」が定められていないことから、有害物質の混入等による不安は大きくなる。県条例で確認することを明記してほしい。</p>	②	<p>条例では、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を規定しています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p>
3	2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方 (別冊P2)	<p>「条例の規制のあり方見直し後の規制のイメージ」の土砂基準による土砂の安全性の確認を、事業者からの報告だけでなく、県独自による検査・確認が必要である。</p> <p>「条例の主な見直しの内容」の「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする」は、規制を緩くするという事にならないのか不安である。</p>	③	<p>現行も、土砂基準による土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、土砂の安全性の確認は、現行において、許可後に行っていることから、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P8)	<p>【改訂する内容】土砂等の埋立て等区域の面積が3,000 m²未満であるもの又はその高さが1m以下のものについては、届出を要しないとなっている。しかし、盛土と盛土との間隔をとっているが、ほぼ一帯と考えられる場所に数箇所（合わせて3,000 m²未満）、高さ数mの土砂が積み重ねられている状況がある。</p> <p>盛土の容量としてはかなり多くなり、自然環境及び生活環境への影響について不安が大きい。さらに、水源地の近くに盛土が行われている。盛土の面積だけでなく、盛土の容量や場所の規制について県条例の見直しが必要である。</p> <p>(改訂の趣旨)の土砂基準の適合状況の確認については、事業者からの報告だけでなく、県独自の検査・確認が必要である。許可制度を届出制度にすることにより、規制が緩くなってしまわないか不安である。</p>	③	<p>条例では、一定規模以上（埋立て等面積3,000m²以上かつ、高さ1mを超えるもの）の土砂等の埋立て等について規制することとしています。</p> <p>現行制度では、複数の区域で土砂等の埋立て等を行う場合は、物理的な一体性を有しているとき等は、個々の区域を一体と捉え、これらの区域面積を合算した面積が3,000m²以上であれば、「一団の土地の区域」として規制しています。</p> <p>土砂基準の適合状況については、現行制度において、土砂等の埋立て等の許可後に確認を行っており、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
5	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P8)	<p>県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当であることは当然である。さらに、指示・命令についても期限を区切り、特に条例に抵触する行為については早く対応することが必要である。</p>	③	<p>現行も、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、指示・命令を行う際は、期限を明確にし、改善が図られるよう指導を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
6	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P12)	<p>【改定する内容】の2について、定期的な水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、届出を行なった者以外に、県独自の検査・確認が必要である。</p> <p>(改定の趣旨)に汚染された土砂等が搬入されてしまった場合に云々と記されているが、搬入する前の「報告書」「証明書」「調査」等による報告内容に虚偽があったと考えられる。土砂が搬入されてからでは遅く、事前に県独自による検査・確認が必要である。</p>	③	<p>現行も、土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	全般	<p>盛土規制法が施行されたことによる条例の規制の見直しはもちろん、これまでの県内の盛土の状況を踏まえた条例自体の規制について見直しが必要である。</p> <p>有害物質を含む土砂の盛土に対する住民の不安の声は大きい。特に人家や水源地に近い場所への盛土について、不安の声は顕著であり、厳しい規制をかける必要がある。</p> <p>県外からの土砂の搬入については禁止する。禁止できない場合、土砂基準に適合しない土砂が搬入されていないかの厳しい検査・確認が必要である</p>	③	<p>条例では、「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定め、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を確認するほか、必要な限度において立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>また、土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度としています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
8	全般	<p>「土砂基準の適合状況の確認は、土砂等の埋立て等の行為着手後に主眼を置いていることから」という文言から判断して、土砂条例手引き別冊P34の調査機関及び別冊P61試料採取は環境計量証明事業者が実施するという文言を「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関」に変更すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定調査機関は、土壌汚染状況調査を実施することのできる唯一の機関である。 ・土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められている。 <p>土壌分析(公定法)については、計量証明事業者が行うことは理解できます。しかし、試料採取を計量証明事業者に指定する根拠を教えてくださいか。</p>	④	<p>いただいたご意見は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の申請等の手引き」に関する内容であり、今回の規制のあり方の検討には含まれておりません。</p>
9	全般	<p>鉱山保安法(鉱業)を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下、「本条例」)から除外することに関して異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	全般	<p>捨石集積場への運搬・集積作業は、鉱山作業の一環である為、本条例の制約により、捨石集積場が使用できない事態が生じると、鉱山操業への影響は大きく、操業が停止するおそれがあります。</p> <p>令和 3 年度には本条例の手續上、約 2 ヶ月にわたり捨石集積場への表土運搬の停止指示を受けました。これにより、鉱山操業が停止寸前となる事態が生じた為、止む無く採掘場内への一時仮置きをせざるを得ない事態が発生しました。</p> <p>鉱山保安法上、鉱山内で発生した土石を速やかに捨石集積場に運搬することにより、鉱山全体の保安確保を図っていますが、この場合、採掘場内一時仮置き場での崩落のリスクが新たに生じ、保安確保に支障を来します。捨石集積場は鉱山設備であるので、鉱山全体の保安確保の為に、本条例が部分的に鉱山保安法に介入すべきではありません。</p> <p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであることから、本条例第 9 条第 9 号に該当し、本条例の適用除外にあたると考えます。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
11	全般	<p>中間案のP2 には「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする（土砂基準の確認に関する規定は継続）」とあります。一方、別冊P15-16では、鉱山保安法は環境の保全についても担保されているとの記載があります。</p> <p>鉱業で使用される捨石集積場は、鉱山保安法第 13 条等で定められている特定施設に該当し、国の認可を受けています。本条例第9 条第 9 号にも該当することから、鉱山保安法（鉱業）については全てを除外の対象としていただきたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
12	全般	<p>弊社では令和 6 年 12 月に条例の新規許可取得を予定しています。仮に、令和 7 年中に本条例からの適用除外が決定した場合には、条例からの適用除外が決まった時点で早期に完了（終了）としていただきたい。</p> <p>適用除外の決定後は、捨石集積場は鉱業の特定施設であることから、速やかに鉱業法、鉱山保安法に委ねて対応すべきであると考えます。</p>	③	<p>具体的な手續に関するご意見については、条例施行の際の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
13	全般	<p>鉱山保安法（鉱業）を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下、「本条例」）から除外することに関しまして異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
14	全般	<p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであるから、本条例第9条第9号に規定されている「前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等」に該当し、並びに、規則第8条第9号に規定されている「法令もしくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の遂行として行う土砂等の埋立て等」に該当します。</p> <p>鉱山事業及び埋立行為に関する施設も含め、国の認可を受けており、本条例第9条第9号に該当することから、本条例に則り早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
15	全般	<p>他県における同様の条例においても、鉱業の施業に支障を来さないよう適用除外となっています。早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
16	全般	<p>1. 県外の改良土・建設残土の運び込みを規制（禁止）する。 2. 改良土・建設残土の盛土・埋立てを規制（禁止）する。 3. 改良土・建設残土の科学的定義を定める。 4. 罰則を産廃不法投棄同等にする。</p> <p>以上4項目を骨子とする条例に改定することを提案いたします。</p>	③	<p>1. 及び2. については、土砂等は、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図ることとしています。</p> <p>3. については、条例で土砂等を土砂及び土砂に流入し、又は付着した物、改良土並びに再生土とし、廃棄物及び汚染土壌は除くものとして定義しています。あわせて、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を定めているところです。</p> <p>4. については、地方自治法第14条第3項で定める罰則の上限を基準に、違反の程度によりそれぞれの罰則を設定しているところであり、法と同等にすることはできません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
17	全般	<p>6～7年前より、三重県外からの改良土、建設残土が県内、とくに紀北町の河川流域や山林等に置かれ始め現在では、その箇所数が全国一の数になってしまっているという誠に残念な、将来に禍根を残す結果となっている。</p> <p>更に、紀北町上里に於いては、水道水源150m上流にまで、合計6,000㎡、更にその上流の水道水源保護地域に到っては、合計10,000㎡の改良土、残土がおかれ、水道水源及び流域河川が汚染されるのではないかとという重大な危機に瀕している。にもかかわらず、町長始め県の担当者等は、法律をよく読んで対処しなければならない町民の代表者であるにもかかわらず、口先ばかりでほとんど動かないという事態に陥っている。何故こんな行政の機能麻痺ともいえる状態に陥っているのかと考えると、やはり三重県の土砂条例、環境条例、紀北町の生活環境条例等に重大な欠陥があるからだということに尽きると思われる。つまり、これらの法律では県内外からの改良土、建設残土の有害物を含む土砂の搬入、盛土、埋め立てを全く防ぐことができない、ザル法そのものであるということで、それらの法律があっても無きに等しいものであるということである。(或いは、水道水源保護条例や生活環境の保全 県土砂条例をよくよめばこの由々しき事態に対応できる法律であるにもかかわらず、行政等が知ってか知らずかそれを見落としている可能性も大いにある。)</p> <p>風光明媚な神聖な山々、川々が金に眼のくらんだ銭ゲバ人物等の欲により、有害物質を含む土砂によって汚されてゆく。永らくそこに住み続けて来た者にとって、その行為は耐え難いものであり、断じて肯定できるものではない。行政等も今の小学生、中学生、高校生等若者が将来、なんで我等が町は改良土、建設残土が到る所におかれ汚染された町になってしまったのかと究明する時が来るだろう。その時、槍玉に挙げられるのは、ザル法を作り、それで良しとしている現在の行政の責任者ということになる。</p> <p>だから、将来に禍根を残さない為、美しい大自然を末代迄残すためにも、今県外からの改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、全て禁止し、また、既に持ち込まれた、改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、現在置かれている場所、体積、面積、高さ等を帳簿に残し、移動の禁止と違反の場合の罰則を定めるべきである。トレサビリティの強化、また、それらの周辺の土壌、地下水等を専門家を招へいし、調査、検査し、これ以上の汚染と荒廃を止めるべく、抜本的な汚染対策も講じなければならない。</p>	③	<p>土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図るため条例第8条に「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定めています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
		<p>扱々、三重県庁環境管理課の室長自ら「改良土は産業廃棄物ではありません」という驚くべき認識ですから、これらのザル法と相俟っていくらでも東京方面から尾鷲港に持ち込まれ、周辺の間々、河川流域に捨てられ、埋めつくされ、綺麗な神聖な環境はアツという間に見る影も無くなってしまふ。</p> <p>県の担当者等自ら、改良土、残土に対する認識を改めてもらわなければならない。折しも、厚生省に於いては、福島放射能汚染土壌の全国への分散搬出のため、有識者会議を招集し、放射能汚染土壌の取り扱い基準を策定し、それが認定され、来年1月1日より施行されるという由々しき事態になった。その放射能汚染土壌は、まず、公共建設物から始まり道路工事用の材料としても使われるといわれる。即ち、産廃処分場があるところに持ち込まれる恐れが多分にあり、水道水源が汚染され、使えなくなれば水道水源保護条例もなくなり、処分場に持ち込まれるということになる。そうならば紀北町上里区の風事情を考えれば、大台山系からの強い吹き下ろし風により、撒き散らされ、放射能汚染濃度8,000ベクレルの粉塵を吸い込み、癌多発、小児等の遺伝子にも損傷を来し、これを以って、日本人は遺伝子的に問題ある国民というレッテルを貼られ、大変なことになる。そうならないためにも県外からの改良土、残土の持ち込み禁止は、早急に条例を改正し履行してもらわなければならない。</p>		

【対応区分】

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④反映又は参考にすることが難しいもの